

◆政令月収の算出方法◆

1. 所得の種類について

【給与所得】

給料、賃金、賞与などの所得です。

たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。

給与所得でいうところの「総収入金額」とは給与控除する前のもので、賞与や手当などを含んだ金額です。

【年金所得】

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。

たとえば、老齢年金や退職年金をいいます。

このほか、法令により非課税とされている各種年金（障害基礎年金、遺族年金、傷病者年金など）については、所得は「0」となります。

2. 政令月収の計算方法について

(1) 世帯の中で収入のある方を収入の種別（「給与」「年金」等）ごとに計算します。

給与所得者及び年金所得者については「所得金額の算出方法」（別紙 表1、表2）により所得金額を算出してください。

(2) 家族全員の所得を合算して世帯の年間所得を算出します。

(3) 名義人本人を除き、現在同居しているか、または同居しようとする親族の人数から次の式により同居者控除額を算出します。

$$\boxed{\quad} \text{人（名義人本人を除く）} \times 380,000 \text{円} = \text{同居者控除額}$$

(4) 世帯の年間所得から、(3)で算出した額を控除した後、世帯にかかる特別控除額（別紙 表3）の対象となる特別控除の種類を差引きし、12(ヶ月)で割って政令月収を算出します。

$$\text{（世帯の年間所得（2））} - \text{同居者控除額（3）} - \text{特別控除額} \div 12 = \boxed{\text{政令月収}}$$

※政令月収が158,000円を超える場合は市営住宅に入居いただけません。

ただし、同居人に小学生未満の方がいる世帯等では214,000円となります。

詳細は担当課へお問合せください。

給与所得者用所得金額算出方法（表1）

年間総収入金額	年間給与所得金額の計算式	
651,000 円未満	年間給与所得金額 = 0	
651,000 円以上 ~ 1,619,000 円未満	年間総収入金額 - 650,000 円 = 年間給与所得金額	
1,619,000 円以上 ~ 1,620,000 円未満	年間給与所得金額 = 969,000 円	
1,620,000 円以上 ~ 1,622,000 円未満	年間給与所得金額 = 970,000 円	
1,622,000 円以上 ~ 1,624,000 円未満	年間給与所得金額 = 972,000 円	
1,624,000 円以上 ~ 1,628,000 円未満	年間給与所得金額 = 974,000 円	
1,628,000 円以上 ~ 1,804,000 円未満	年間総収入金額を 4,000 で割り、その値の 1 円未満を切り捨てた後、4,000 を掛け戻し、出た額を右の(x)へあてはめてください。	$(x) \times 0.6 =$ 年間給与所得金額
1,804,000 円以上 ~ 3,604,000 円未満		$(x) \times 0.7 - 180,000 =$ 年間給与所得金額
3,604,000 円以上 ~ 6,600,000 円未満		$(x) \times 0.8 - 540,000 =$ 年間給与所得金額
6,600,000 円以上 ~ 10,000,000 円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,200,000$ 円 = 年間給与所得金額	
10,000,000 円以上 ~ 15,000,000 円未満	年間総収入金額 $\times 0.95 - 1,700,000$ 円 = 年間給与所得金額	
15,000,000 円以上	年間総収入金額 - 2,450,000 円 = 年間給与所得金額	

年金所得者用所得金額算出方法（表2）

受給者の年齢	年間金額 (y)	年間所得金額の計算式
65 歳以上 の方	1,200,000 円以下	年間年金所得金額 = 0
	1,200,001 円以上 3,300,000 円以下	$(y) - 1,200,000$ 円 = 年間年金所得金額
	3,300,001 円以上 4,100,000 円以下	$(y) \times 0.75 - 375,000$ 円 = 年間年金所得金額
	4,100,001 円以上 7,700,000 円以下	$(y) \times 0.85 - 785,000$ 円 = 年間年金所得金額
	7,700,001 円以上	$(y) \times 0.95 - 1,555,000$ 円 = 年間年金所得金額
65 歳未満 の方	700,000 円以下	年間年金所得金額 = 0
	700,001 円以上 1,300,000 円以下	$(y) - 700,000$ 円 = 年間年金所得金額
	1,300,001 円以上 4,100,000 円以下	$(y) \times 0.75 - 375,000$ 円 = 年間年金所得金額
	4,100,001 円以上 7,700,000 円以下	$(y) \times 0.85 - 785,000$ 円 = 年間年金所得金額
	7,700,001 円以上	$(y) \times 0.95 - 1,555,000$ 円 = 年間年金所得金額

特別控除額（表3）

特別控除の種類	特別控除の内容	特別控除額
老人扶養親族等 (老人扶養親族 老人控除対象配偶者)	控除対象配偶者又は扶養親族(配偶者を除く)のうち70歳以上の方がおられる場合	1人につき 10万円
扶養親族 (16歳以上23歳未満)	扶養親族(配偶者を除く)のうち16歳以上23歳未満の方がおられる場合	1人につき 25万円
障がい者	名義人、同居親族、控除対象配偶者又は扶養親族に障がい者又は特別障がい者がおられる場合	障がい者1人につき 27万円
特別障がい者		特別障がい者1人につき 40万円
寡婦	名義人又は同居親族に、所得のある寡婦または寡夫がおられる場合	1人につき 27万円 (所得金額が27万円未満の場合はその額)
寡夫		